

## 前橋市国土強靱化地域計画 令和3年10月改訂

令和3年10月 前橋市防災危機管理課

## 1 改訂の考え方

令和2年度の評価結果、各分野別計画の改訂等を踏まえた「施策」及び「重要業績指標」の改訂（PDCAサイクル）

## 2 改訂する施策等

## (1) 改訂施策一覧

No	担当所属	【施策番号】・施策名	改訂内容
1	建築指導課	【1】住宅・建築物等の耐震化	重要業績指標（修正）
2	防災危機管理課	【9】水害予防対策の推進	施策の推進方針（修正）
3	防災危機管理課	【11】土砂等地盤災害予防対策の推進	施策の推進方針（修正）
4	防災危機管理課	【15】要配慮者対策	施策の推進方針（修正）
5	防災危機管理課	【19】防災備蓄の充実	脆弱性評価（修正） 施策の推進方針（修正）
6	教育施設課	【28】教育施設の長寿命化対策	脆弱性評価（修正） 施策の推進方針（修正） 主な個別事業（修正）
7	環境森林課	【35】再生可能エネルギーなど分散型電源の導入促進	重要業績指標（修正）
8	下水道整備課 環境森林課	【38】汚水処理施設の老朽化対策	重要業績指標（修正）
9	道路建設課	【41】安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	担当部局・所属（修正）
10	農村整備課	【42】林道の整備	施策の推進方針（修正） 主な個別事業（削除） 重要業績指標（削除）
11	交通政策課	【43】公共交通網の整備	担当部局・所属（修正）
12	農村整備課	【44】ため池の防災減災対策	施策の推進方針（修正） 重要業績指標（削除）
13	ごみ減量課	【48】災害廃棄物処理対策の推進	施策の推進方針（修正） 主な個別事業（修正）

(2) 改訂施策

【改訂概要】

- ・「第2期前橋市耐震改修促進計画」の計画期間終了に伴い、施策の重要業績指標の目標値を新たに再設定（令和4年3月頃）

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（1）

No.	1		
施策	住宅・建築物等の耐震化		
施策分野	都市基盤	担当部局	都市計画部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物等の耐震化 昭和56年(1981年)以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。</li> <li>・避難所及び避難経路のブロック塀の地震対策 避難所や避難経路に存在するブロック塀は、大地震により倒壊すると避難や緊急物資輸送の妨げとなることから、地震対策を促進する必要がある。</li> <li>・緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化 大規模地震により倒壊した建築物が、緊急輸送道路を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、沿道建築物の耐震診断義務付け路線を指定し、沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。</li> <li>・耐震診断義務付け路線の指定 群馬県耐震改修促進計画の改正により、前橋市内では国道17号及び50号が耐震診断義務付け路線に指定された。この道路沿道の建築物で耐震診断が義務化となった建築物は45棟存在することから、速やかに耐震診断が実施できるよう建築物所有者をサポートする必要がある。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築物の耐震化・安全化 災害時の防災拠点や応急活動拠点として重要な役割を担うことから、防災上の重要度に応じた分類を行い、新耐震基準施行以前に建設された建築物の耐震診断を行い、結果に基づき計画的に耐震改修を行う。</li> <li>・特定建築物及び民間建築物の耐震化 耐震改修促進法に基づき、所有者に耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、耐震化の推進を図り、民間建築物についても耐震化を推進する方策を実施する。特に一般木造住宅については、引き続き耐震診断及び耐震改修の補助を行い、耐震化の推進を図る。</li> <li>・避難所周辺及び避難経路等のブロック塀の耐震化 避難所に指定されている公共施設のブロック塀改修を促進する。さらに民間建築物のブロック塀に関しては、耐震化の必要性を広報紙等で啓発する。</li> <li>・耐震診断義務付け建築物所有者への説明 耐震診断が義務化となった経緯や耐震化の重要性を説明し理解を得て、「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確約書」を取り交わす。</li> <li>・耐震診断委託費の補助</li> </ul>		

	<p>耐震診断の実施に当たっては、国・県・市による補助制度を活用することにより限度額以内であれば無料で診断が受けられることから、積極的な活用を促す。</p> <p>・耐震診断の実施 耐震診断の実施は期限が設定されていることから、速やかに耐震診断が実施できるよう、制度に関する説明・相談の機会を多く設ける。</p>
主な個別事業	担当所属
建築物等耐震化促進事業	建築指導課
木造住宅耐震診断者派遣事業	建築指導課
診断済住宅無料訪問相談事業	建築指導課
木造住宅耐震改修費補助事業	建築指導課
耐震シェルター等設置補助事業	建築指導課

■ 施策（１）の重要業績指標

指標名	担当所属	計画策定時現状値	目標値
住宅の耐震化率	建築指導課	77.8% (H30 年度末)	90% (R2 年度末) 策定中

※新たな目標値は、「第3期前橋市耐震改修促進計画」の策定とともに、令和4年3月頃設定予定

【改訂概要】

- ・水防法の改正（令和3年5月）に伴い、施策の推進方針を修正

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（9）

No.	9		
施策	水害予防対策の推進		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な水害対策 水防計画に定める市内重要水防箇所について、必要な堤防整備等が計画的に進められるよう、河川管理者である群馬県に対し継続的に整備等の要望を行う必要がある。</li> <li>・水害に関する災害危険区域の周知 市民一人ひとりが適切な避難行動をとれるよう、ハザードマップの意味や安全確保の考え方など、避難に関する理解を高める取組みを進める必要がある。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な水害対策 県に対して利根川水系及び広瀬川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。また、計画規模を超える出水があったときには、河川・水路の各管理者と連携・協力しながら洪水及び浸水等の水害予防策を講じるなど、ハード対策とソフト対策の両面からの対策を進める。</li> <li>・水防施設等の点検・整備 各河川管理者等に対しては、治水機能や水位観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて水位計やカメラなどの観測機器を整備するよう要請する。また、水位計等が設定されていない中小河川等の河川監視体制の強化を図る。 あわせて、応急対策活動に使用する水防倉庫の整理と資機材の調達を計画的に進める。</li> <li>・水害に関する災害危険区域の周知 地域における水害の危険性が理解されるよう、市内水位周知河川<sup>④</sup>及びその他の一級河川に係る洪水浸水想定区域の周知とともに避難先や避難情報の発令基準、避難行動のとり方などをハザードマップの配布や各種防災啓発事業を通じて周知する。</li> </ul>		
主な個別事業			担当所属
防災対策推進事業			防災危機管理課

【改訂概要】

- ・本年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、施策の推進方針を修正

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（11）

No.	11		
施策	土砂等地盤災害予防対策の推進		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 (現状及び課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な土砂災害対策 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における土砂災害防止対策として、住民による住宅建築や改築時の構造強化を促すほか、県等による急傾斜地崩壊防止工事の実施を促す必要がある。</li> <li>・造成宅地等の宅地防災対策 本市では、大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある大規模盛土造成地マップの作成及び公表を行った。今後実施する予定の予測調査により、変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定し、宅地の防災対策を促進する必要がある。</li> <li>・土砂災害に関する災害危険区域の周知 市民一人ひとりが土砂災害発生時に適切な避難行動をとれるよう、土砂災害危険区域や土砂災害危険箇所の内容や安全確保の考え方など、避難に関する理解を高める取組みを進める必要がある。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な土砂災害対策 急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等に関する周知に努めるとともに、危険が予想される地区に対して、平時から大雨の際の避難行動等についての啓発を行う。また、関係区域の地権者等に対して、必要な防災措置をとるよう伝達するなど、ハード対策とソフト対策の両面からの対策を進める。</li> <li>・<b>盛土災害の対策</b> <b>盛土による災害防止のため、パトロール等の巡視を行い、災害危険性を有する箇所が判明した場合は、法令等に従った是正措置が講じられるよう、適切な対応を行う。</b></li> <li>・造成宅地の災害対策 大規模地震により宅地の崩壊の危険性がある盛土造成地について、変動予測調査の実施により変動のおそれを確認し、必要に応じて「造成宅地防災区域」に指定することにより宅地の災害対策を促進する。</li> <li>・宅地防災対策 宅地災害の防止を図るため、パトロール等の巡視を行い、がけ崩れ等のおそれのある危険宅地を発見した場合は、擁壁の改善、保全について所有者に勧告するなど、宅地の災害防止に努める。</li> <li>・土砂災害に関する災害危険区域の周知 地域における土砂災害の危険性が理解されるよう、市内の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等に関する周知とともに避難先や避難情報の発令基準、避難行動のとり方などをハザードマップの配布や各種防災啓発事業を通じて周知する。</li> </ul>		

主な個別事業	担当所属
大規模盛土マップの作成・公表	建築指導課
変動予測調査の実施	建築指導課
防災対策推進事業	防災危機管理課

【改訂概要】

- ・災害対策基本法の改正（令和3年5月）に伴い、施策の推進方針を修正

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（15）

No.	15		
施策	要配慮者対策		
施策分野	健康・福祉	担当部局	福祉部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者制度 災害時に避難が困難な障害のある方や高齢者などが安全に避難するため、要支援者の支援体制を整備する必要がある。</li> <li>・要配慮者利用施設の避難確保体制の確保 浸水想定区域内及び土砂災害危険区域内にある要配慮者利用施設等については、全ての施設において避難確保計画が作成され、定期的な訓練が実施されるよう促す必要がある。また、当該施設等が災害にあった場合には、迅速に情報収集を行う必要がある。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者制度 避難行動要支援者制度によって、<b>避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成等を通じて</b>地域の要配慮者の情報を関係機関で共有し、避難することが困難な障害がある方や高齢者について、地域の助け合いによる支援を行う体制を整備する。また、地域に加え、配慮が必要な方に関わる事業所や組織・機関等を含む支援者全体で連携しながら災害時の支援等が行える仕組みの整備に努める。</li> <li>・要配慮者利用施設等の避難確保体制の確保 浸水想定区域内及び土砂災害危険区域内にある要配慮者利用施設等に対して、避難確保計画の作成を促すとともに、計画に基づく訓練実施を促進する。また、市と各施設との連絡・連携体制の仕組みを整え、避難情報等の伝達を迅速に実施できる体制を確保する。 さらに、当該施設等が災害にあった場合には、情報収集及び応急対応を行うことができる体制づくりに努める。</li> </ul>		
主な個別事業	担当所属		
避難行動要支援者制度	防災危機管理課		
避難確保計画の作成促進及び訓練の実施促進	防災危機管理課 福祉部 健康部 教育委員会事務局		

■ 施策（15）の重要業績指標

指標名	担当所属	計画策定時現状値	目標値
要配慮者利用施設における避難確保計画作成済の割合（水防法関係）	防災危機管理課	88% （R1年度）	100% （R6年度）
要配慮者利用施設における避難確保計画作成済の割合（土砂災害防止法関係）	防災危機管理課	100% （R1年度）	100% （R6年度）

## 【改訂概要】

- ・ 記載事項の明確化を図るため、脆弱性評価、施策の推進方針を修正

### ■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（19）

No.	19		
施策	防災備蓄の充実		
施策分野	都市基盤	担当部局	総務部
脆弱性評価 (現状及び課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公助による防災備蓄の確保 これまで計画的な購入と更新を進めてきた防災備蓄について、可能な限り年度間予算の平準化に努めながら、必要量を確保・維持できるよう努める必要がある。 また、備蓄を行う品目について、配慮が必要な方のための食糧及び生活物資用品（流動食、アレルギー食、液体ミルク、オムツ、<b>生理用品</b>など）の充実を検討する必要がある。</li> <li>・ 防災倉庫の整備 公助による防災備蓄については、各避難所の備蓄倉庫や拠点倉庫に計画的に配備するとともに、倉庫の配置箇所や備蓄量及び内容についても適切に整備・更新していく必要がある。</li> <li>・ 自助による備蓄の推進 災害に備えた食糧や生活用品の備蓄は、各家庭それぞれにおいて用意することが基本であることを広く啓発する必要がある。</li> <li>・ 共助による備蓄の推進 地域における防災備蓄の充実を促し、自助では対応しきれない部分と公助ではきめ細かくフォローできない部分を共助によって解決を図る必要がある。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公助による防災備蓄の確保 災害発生初動時から、避難者及び被災者に対して必要な食糧、飲料水（ペットボトル飲料水）及び生活用品が提供できるよう、被害想定を踏まえた防災備蓄を指定避難所それぞれに必要数ずつ配備する<b>ように、配慮が必要な方のための食糧や生活用品の備蓄にも</b>努める。また、防災備蓄の点検及び棚卸を定期的に行い、耐用年数や賞味期限のあるものの随時入換えを行うなど、備蓄品の適正な管理に努める。 さらに、災害応急対策の円滑化を図るため、食糧や生活必需品、資機材、燃料などについては、流通備蓄や応援物資から調達できるよう、災害時支援協定等による物資調達体制を万全にしておく。</li> <li>・ トイレ対策 災害発生初動時から問題となるトイレへの対策として、避難所開設初動の段階からすみやかに対応できるよう防災備蓄に簡易トイレや便袋を十分に確保することとする。このほか、マンホールトイレの整備や仮設トイレの備蓄など、多様な方策によって柔軟に対応できる体制を整える。</li> <li>・ 自助による備蓄の推進 世帯の状況に応じた3日分以上の食糧等を非常時に持ち出しできる状態で備蓄するよう促す。また、アレルギー対応食や医薬品などのそれぞれの事情によって必要となる備蓄についても平時から準備しておくよう啓発を行う。</li> <li>・ 共助による備蓄の推進 自主防災組織を中心とした地域単位の防災備蓄（食糧や飲料水等）が充実されるよう促す。また、自主防災組織が発災時等に活用する防災用資機材についても、補</li> </ul>		



	<p>助制度等によって充実を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災用資機材等の充実</li> </ul> <p>災害対応のための応急活動用資機材及び救助・救出用資機材については、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。</p>
主な個別事業	担当所属
災害備蓄食糧及び資機材購入事業	防災危機管理課

### 【改訂概要】

- ・事業の完了、追加に伴い、脆弱性評価、施策の推進方針及び主な個別事業を修正

#### ■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（28）

No.	28		
施策	教育施設の長寿命化対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	教育委員会事務局
脆弱性評価 (現状及び課題)	<p>・防災拠点としての施設整備 築後40年以上経過した校舎が約60%あり、施設の老朽化対策が必要である。また、校舎及び体育館共に構造躯体の耐震化は全て完了したが、非構造部材の外壁・照明器具落下防止、<del>吊り天井撤去及びブロック塀の改修</del>対策が必要である。</p> <p>・災害時避難所としての施設環境整備 学校施設は避難所として利用されるため、高齢者、障がい者等の要配慮者に対応できるトイレの洋式化、エアコンの整備及びスロープ整備等のバリアフリー化が必要である。<b>また、環境改善を図るため照明のLED化推進が必要である。</b></p>		
施策の推進方針	<p>・防災拠点としての施設整備 施設の老朽化対策として、前橋市教育施設長寿命化計画に基づき、国庫補助を利用した大規模改修工事や屋上防水・外壁改修等の予防保全工事を順次行う。 <b>非構造部材の耐震化対策防災機能強化事業</b>として、外壁落下防止及び<b>工事</b>、照明器具落下防止工事、<b>及び受水槽耐震化工事等</b>を行う。 建築基準法及び消防法に基づく法定点検を定期的実施し、建物の効率的な維持管理及び長寿命化を図る。</p> <p>・災害時避難所の施設環境整備 校舎トイレの洋式化、ドライ化を進め、今後概ね10年で洋式化率80%を目標とする。 全ての普通教室でエアコンの設置が完了し、今後順次更新を行う。特別教室は利用頻度の高い教室へのエアコン設置の検討と既設エアコンの更新を行う。 バリアフリー化では、敷地内及び建物内のスロープ整備、多目的トイレの整備、エレベータの整備を順次行う。 <b>環境改善及び省エネ化として、LED化及び体育館アリーナの調光機能付きLED化を順次行う。</b></p>		
主な個別事業	担当所属		
大規模改修( <del>老朽</del> )事業	教育施設課		
長寿命化改良事業	教育施設課		
防災機能強化事業( <del>非構造部材の耐震化</del> )	教育施設課		
<del>大規模改修(トイレ整備・空調設置・障害児等対策)事業</del>	<del>教育施設課</del>		

#### ■ 施策（28）の重要業績指標

指標名	担当所属	計画策定時現状値	目標値
学校トイレの洋式化率	教育施設課	51% (R2年度)	80% (R12年度)

【改訂概要】

- ・「前橋市地球温暖化防止実行計画 2021-2030」の策定に伴い、施策の重要業績指標の指標名及び目標値を修正

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（35）

No.	35	重点化施策	
施策	再生可能エネルギーなど分散型電源の導入促進		
施策分野	都市基盤	担当部局	環境部
脆弱性評価 (現状及び課題)	<p>・災害により既存のエネルギー供給網が停止した場合、電力供給が停止し、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすため、非常時でも最低限のエネルギーを確保できるよう自立分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。</p>		
施策の推進方針	<p>・災害時に電源を確保するため、エネルギー供給源の多様化が図れるよう、再生可能エネルギー・ガスコージェネレーション等のエネルギーや蓄電池を活用した自立分散型エネルギーの導入の推進を図る。</p> <p>・再生可能エネルギー・家庭用燃料電池等のエネルギーや家庭用蓄電池の導入の推進を図るため再エネ・省エネ機器等の設置者に対して引き続き設置費用の一部を助成する。</p>		
主な個別事業			担当所属
新エネ・省エネ機器導入補助事業			環境森林課
新エネルギー等導入促進事業			環境森林課

■ 施策（35）の重要業績指標

指標名	担当所属	計画策定時現状値	目標値
新エネ導入状況(新エネアクションプラン)(地球温暖化防止実行計画)	環境森林課	291,040kw (R1年度)	307,501kw 351,961kw (R6年度)

【改訂概要】

- ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しに伴い、施策の重要業績指標の目標値を修正

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（38）

No.	38	重点化施策	
施策	汚水処理施設の老朽化対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	水道局
脆弱性評価 (現状及び課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設の耐震化 大規模自然災害が発生し、被災した際にも重要幹線管路や重要な緊急輸送路に埋設されている管路の機能確保のために耐震化を進める必要がある。</li> <li>・ 下水道施設の老朽化対策 下水道施設は、建設から長期間が経過した施設が多く、老朽化が進行している。大規模災害時においても必要な機能が発揮できるように老朽化対策の実施により、施設を良好な状態に保持する必要がある。</li> <li>・ 地域し尿処理施設の老朽化と利用人口の減少 各住宅団地造成から40年近くが経過し、高齢化による人口減少期を迎えると同時に機器設備の大規模更新時期が迫っている。大規模災害発生時にも施設の機能を維持するために、更新計画の策定や他施設との統合検討が喫緊の課題である。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設の耐震化 第7次総合計画に基づき、災害に強い下水道システムの構築を推進しており、国の下水道総合地震対策事業を活用して緊急度・重要度の高い重要な幹線（第1次緊急輸送路に埋設されている管渠、重要な圧送管等）の耐震性確保を行っている。また、その他の重要度の高い幹線についても総合地震対策計画に位置付けて適宜、耐震化を図る。</li> <li>・ 下水道施設の老朽化対策等 下水道施設の老朽化対策については、下水道事業全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画を作成し、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図り、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用して、計画的な改築更新を行う。 また、老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換を支援するとともに、生活雑排水未処理世帯及び公共下水道への接続困難な世帯への設置を促進する。</li> <li>・ 地域し尿処理施設の耐震化・機能確保 農業集落排水処理施設や流域下水道（群馬県汚水処理計画長期計画）との施設統合に向けた協議、調整を進めるとともに、必要な調査や計画策定及び固定資産整理等を行う。施設耐震化については、統合協議の進捗状況を見極めながら検討していく。</li> </ul>		
主な個別事業	担当所属		
下水道総合地震対策事業	下水道整備課		
ストックマネジメント支援制度	下水道整備課		
合併処理浄化槽設置補助事業	下水道整備課 環境森林課		
住宅団地排水処理施設管理事業	ごみ減量課		

■ 施策（38）の重要業績指標

指標名	担当所属	計画策定時現状値	目標値
緊急度・重要度の高い重要な幹線の耐震化率	下水道整備課	71.9% (R1 年度)	85.4% (R6 年度)
合併処理浄化槽汚水処理人口普及率	下水道整備課 環境森林課	12.6% (R1 年度)	<del>12.6%</del> <b>14.6%</b> (R4 年度)

【改訂概要】

- ・ 令和3年度の組織機構改革に伴い、担当所属を修正

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（41）

No.	41	重点化施策
施策	安全・安心で円滑な道路環境整備の推進	
施策分野	都市基盤	担当部局 建設部
脆弱性評価 (現状及び課題)	<p>・ 災害時の交通ネットワークにおける交通機能及び拠点機能の確保 交通ネットワークの基幹となる緊急輸送路や重要物流道路と連絡する市道の拡幅やバイパス整備が完了していない路線があり、災害時に緊急輸送路や重要物流道路が閉塞した場合、それを補完または代替する路線が確保されていない。</p> <p>また、市内道の駅について、駐車場などのスペースを活用した物流拠点としての機能はあるが、災害時に活用可能な発電機等の設備もなく緊急輸送路などと連携を維持する広域防災拠点としての機能を有していない。</p> <p>・ 道路の無電柱化 緊急輸送路や交通結節点である駅へのアクセス道路について道路区域もしくは沿線へ電柱が建柱されているため、災害時の電柱倒壊により道路が閉塞する恐れがある。</p> <p>・ 災害時の避難路の確保 避難所までの避難路として、利用が想定される路線において十分な道路空間が確保されていないため、避難路の確保が必要である。</p>	
施策の推進方針	<p>・ 災害時の交通ネットワークにおける交通機能及び拠点機能の確保 アクセスする施設の重要度などから整備する路線の優先度を決定し、計画的に整備を行い災害時に交通機能が停止しないようネットワーク形成を図る。また、緊急輸送路などとの連携を維持するため、新たに設置する道の駅においてはアクセス道路を整備するとともに、災害対応型ガソリンスタンドやガスエンジン発電機などのエネルギー供給施設を備え、緊急避難場所や受援受入施設などとしての利用も可能な高い拠点機能を確保する。</p> <p>・ 道路の無電柱化 群馬県無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送路のなかでも特に重要な施設へのアクセス道路や新規の道路整備に併せて無電柱化が可能な路線を優先して、関係機関と無電柱化の方針について協議し効率的な無電柱化を図る。</p> <p>・ 災害時の避難路の確保 避難所については小中学校などが主に指定されていることから、歩行者の利用が多いと考えられる通学路について優先して歩道などの歩行空間を確保する。また、災害による道路閉塞から早期に緊急車両の走行が可能となるよう、併せて車道部においても拡幅整備を行う。</p>	
主な個別事業	担当所属	
江田天川大島線 Ⅲ期工区	道路建設課	
前橋市新設道の駅整備事業	道路建設課 観光政策課	
市道 04-972 号線	道路建設課	
市道 04-952 号線	道路建設課	

市道 05-660 号線	道路建設課
市道 18-589 号線	道路建設課
(都) 県庁群大線	市街地整備課
(都) 群大北通線	市街地整備課
(都) 上新田前箱田線	市街地整備課

■ 施策（４１）の重要業績指標

指標名	担当所属	計画策定時現状値	目標値
通学路の歩道等整備状況	道路建設課	32.3% (R1 年度)	33.7% (R6 年度)
群馬県無電柱化推進計画における市道の無電柱化着手率	道路建設課	25.0% (R1 年度)	40.0% (R6 年度)

【改訂概要】

- ・ 施策の重要業績指標の最終目標値の達成に伴い、施策の推進方針の修正及び重要業績指標の削除

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４２）

No.	42		
施策	林道の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	農政部
脆弱性評価 (現状及び課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道法面の劣化による土砂災害、落石の発生 道路法面の崩壊等による土砂流出や落石が頻発していることから、法面の保護工事、落石防護施設の設置を推進していく必要がある。</li> <li>・ 橋梁の老朽化 前橋市が管理する林道には9か所の林道橋があり、その多くは老朽化が進んでいることから、補修が必要な状況となっている。</li> <li>・ 林道舗装面の劣化 林道舗装面の劣化による表層の破損、陥没、路肩崩壊が生じており、改修工事を推進する必要がある。 舗装の損傷は、日常の通行に支障が無いようなものでも、豪雨時などに大きな災害を生じさせるおそれがあるため、計画的な補修をする必要がある。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷している法面の保護 救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、落石等危険箇所を特定し、法面の保護工事、落石防護施設の設置を推進していく。</li> <li>・ 橋梁の長寿命化 <del>橋梁の損傷を把握するため、早期に点検を完了させ、</del> <b>橋梁ごとに策定した個別施設計画に基づき、定期的な点検と</b> 損傷の著しいものから補修工事を行い、長寿命化を図る。</li> <li>・ 林道舗装面の維持管理の強化 林道舗装面の損傷について、災害時の被災を最小限に抑えるため、計画的に補修を行う。</li> </ul>		
主な個別事業			担当所属
地域森林計画の「林道の開設と拡張に関する計画」に掲載されている林道の整備7路線			農村整備課
<b>橋梁点検9橋</b>			<b>農村整備課</b>

■ ~~施策（４２）~~の重要業績指標

指標名	担当所属	計画策定時現状値	目標値
<del>橋梁（林道）点検の実施率</del>	農村整備課	<del>78%（7/9）</del> <del>（R1年度）</del>	100% (R2年度)



【改訂概要】

- ・ 令和3年度の組織機構改革に伴い、担当部局を修正

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（43）

No.	43	重点化施策	
施策	公共交通網の整備		
施策分野	都市基盤	担当部局	政策部未来創造部
脆弱性評価 （現状及び課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道設備の老朽化 市内の鉄道駅や上毛電鉄の各種設備は老朽化しており、駅舎の更新やレールや電柱などの更新が必要である。大規模災害の発生により長期間、基幹交通が停止する可能性がある。</li> <li>・ 運行状況の周知手段 公共交通の運行状況の周知手段は事業者のホームページ等、インターネットに依存しており、大規模災害時にアクセス集中等により周知が滞り混乱する可能性がある。</li> <li>・ バス事業のドライバー不足 大規模災害時に、通常路線のほか、新たな区間の旅客輸送を行う必要が生じた場合に、ドライバー不足により、運行が困難な可能性がある。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅舎改築、鉄道設備の更新 鉄道事業者が実施する駅舎整備や各種設備の更新に対して、必要に応じて負担金や補助金を交付し、耐震化等を促進する。</li> <li>・ 駅前広場の整備 大規模災害時に人が滞留しやすい駅前広場の再整備を実施するとともに、あわせて情報発信ができる機能を検討する。</li> <li>・ 体制の整備 災害時の被害状況、安全点検を行うための人材の確保、運行の維持ができる体制について、平時から整備されるよう各事業者へ要請に努める（貸切バスドライバーの乗合バス運行など）。</li> <li>・ 資源(人・車両)の再配分 避難所の長期化など、新たな輸送対応が生じる場合は、可能な資源(人・車両)を必要な施設間(避難所-入浴施設等)に再配分するよう事業者と調整を行う。</li> </ul>		
主な個別事業			担当所属
駅舎改築促進事業			交通政策課
鉄道設備(レール・電柱等)更新促進事業			交通政策課
駅前広場整備事業			交通政策課

### 【改訂概要】

- ・ 施策の重要業績指標の最終目標値の達成に伴い、施策の推進方針の修正及び重要業績指標の削除

#### ■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（44）

No.	44		
施策	ため池の防災減災対策		
施策分野	都市基盤	担当部局	農政部
脆弱性評価 (現状及び課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池の耐震及び豪雨対策 地震等の災害によるため池の損壊を防止・軽減するため、耐震性を明らかにする検証、豪雨に耐えられるかの検証を計画的に取り組む必要がある。また、ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるようハザードマップの作成に取り組む必要がある。</li> <li>・ ため池の老朽化対策 市内のため池は明治以前に築造されたものが多く、堤体からの漏水や取水施設の損傷等の老朽化が進行しているため、県と連携し、計画的に改修に取り組む必要がある。</li> <li>・ 災害時の対応について 災害発生時の初動において職員一人ひとりが速やかに参集を行うとともに、速やかに担当ため池のパトロールができる体制を確立する必要がある。</li> </ul>		
施策の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池の耐震及び豪雨診断 地震等の災害によるため池の損壊を防止・軽減するため、市内に存在するため池のうち「防災重点ため池」に位置付けた55か所について、耐震性を明らかにする検証、豪雨に耐えられるかの検証を計画的に取り組む。</li> <li>→ため池ハザードマップの作成 →ため池の決壊に備え、地域住民の迅速な避難等が図られるよう「防災重点ため池」に位置付けた55か所について、ハザードマップの作成に取り組む。</li> <li>・ ため池の老朽化対策 老朽化や耐震性等の堤体の安全性が危惧されるため池について、県と連携し計画的に改修に取り組む。</li> <li>・ 災害時対応のマニュアル化 豪雨や地震時に速やかにため池のパトロールが実施できるよう、マニュアルを作成する。また、職員が共通認識を持てるよう啓発し、速やかに初動体制が図られるようにする。</li> </ul>		
主な個別事業			担当所属
農村地域防災減災事業			農村整備課
農業水路等長寿命化・防災減災事業			農村整備課

#### ■ 施策（44）の重要業績指標

指標名	担当所属	計画策定時現状値	目標値
防災重点ため池の耐震検証の進捗率	農村整備課	58% (32/55) (R1年度)	100% (R4年度)

防災重点ため池のハザードマップ作成の進捗率	農村整備課	69% (38/55) (R1 年度)	100% (R2 年度)
防災重点ため池の豪雨調査の進捗率	農村整備課	7.3% (4/55) (R2 年度)	100% (R8 年度)

【改訂概要】

- ・「前橋市災害廃棄物処理計画」の策定に伴い、施策の推進方針及び主な個別事業を修正

■ 施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針（４８）

No.	48		
施策	災害廃棄物処理対策の推進		
施策分野	都市基盤	担当部局	環境部
脆弱性評価 (現状及び課題)	<p>・災害廃棄物処理体制の整備 大規模災害発生時には、建物の浸水や倒壊等により一時的かつ大量に災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制整備を図る必要がある。</p>		
施策の推進方針	<p>→災害廃棄物処理計画の策定 ・災害廃棄物処理に関する連携体制の強化 大量に発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理に係る必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに実効性を高めるため、災害廃棄物処理に関する連携体制の強化を図る。</p>		
主な個別事業			担当所属
災害廃棄物処理計画の策定 災害廃棄物処理に関する連携体制の強化			ごみ減量課